

京都市告示第 5 7 3号

京都市水路等管理条例第 3 条第 1 項及び第 2 条第 1 号の規定に基づき、次の農業用水路等を変更及び指定します。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

令和 6 年 1 月 2 6 日

京都市長 門川 大作

(変更する農業用水路等)

整理番号	路線名	旧新別	起 終	点 点
1	横大路水0022号	旧	(起点) 伏見区横大路東裏町12番地の1地先 (終点) 伏見区横大路東裏町48番地の2地先	
		新	(起点) 伏見区横大路東裏町76番地の18地先 (終点) 伏見区横大路貴船48番地の2地先	
2	横大路水0050号	旧	(起点) 伏見区横大路柿ノ本町13番地の4地先 (終点) 伏見区横大路柿ノ本町18番地の2地先	
		新	(起点) 伏見区横大路柿ノ本町12番地の1地先 (終点) 伏見区横大路柿ノ本町18番地の2地先	

(新規指定する農業用水路等)

整理番号	路線名	旧新別	起 終	点 点
1	横大路水0080号	新	(起点) 伏見区横大路東裏町12番地の1地先 (終点) 伏見区横大路東裏町76番地の18地先	
2	横大路水0081号	新	(起点) 伏見区横大路柿ノ本町13番地の4地先 (終点) 伏見区横大路柿ノ本町12番地の1地先	

(産業観光局農林振興室農林企画課)